平成28年第3回青森市議会定例会提出案件(本会議6日目提出)

| | | 件名 | 提出 件数 |
|---|---|---|----------|
| 諮 | 問 | ○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について | |
| | | 計 | 4 |
| | | 合 計 | 4 |

○ 諮 問

諮問第25号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第34条の規定による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第7項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成27年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を

求める。

督促処分の内容 平成28年1月分の下水道使用料 関係法令 地方自治法第231条の3第7項

諮問第26号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第34条の規定による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第7項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成27年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を

求める。

督促処分の内容 平成28年1月分の下水道使用料 関係法令 地方自治法第231条の3第7項

諮問第27号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第34条の規定による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第229条第4項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成27年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を

求める。

徴収処分の内容 平成28年2月分の下水道使用料 関係法令 地方自治法第229条第4項

諮問第28号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第34条の規定による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第229条第4項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成27年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を

求める。

徴収処分の内容 平成28年2月分の下水道使用料 関係法令 地方自治法第229条第4項